

○ 大分県林地開発許可制度実施規則（昭和五〇年大分県規則第二五号）

改正案	現行
<p>第一条〜第二条（略）</p> <p>（開発行為に関する計画書）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一〜六（略）</p> <p>七 防災施設等設計図（<b>防災施設等（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調整池、貯水池、沈砂池その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設をいう。以下同じ。）</b>の構造を示す図面）及び設計根拠（仮設の<b>防災施設等</b>を設置する場合は、その内容についても記載すること。）</p> <p>八〜十（略）</p> <p>十一 開発行為の施工程（仮設の<b>防災施設等</b>を設置する場合は、その内容についても記載すること。）</p> <p>十二（略）</p> <p>十三 <b>防災施設等の維持管理の方法（開発行為の施行中及び完了後における維持管理方法について記載すること。）</b></p> <p>十四（略）</p> <p>（開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類等）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 <b>森林法第十条の三第二項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない</b></p>	<p>第一条〜第二条（略）</p> <p>（開発行為に関する計画書）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一〜六（略）</p> <p>七 防災施設等設計図（<b>擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調整池等</b>の構造を示す図面）及び設計根拠（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記載すること。）</p> <p>八〜十（略）</p> <p>十一 開発行為の施工程（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記載すること。）</p> <p>十二（略）</p> <p>十三 防災施設の維持管理方法（開発完了後<b>の維持管理方法についても記載すること。</b>）</p> <p>十四（略）</p> <p>（開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>一〜七（略）</p> <p><b>（新設）</b></p>

ない者に該当しないことを誓約する書類

2 (略)

一 防災施設等の設置に係る部分の資金の調達についての預金残高証明書等

二 (略)

3 省令第四条第七号に規定する知事が必要と認める書類は、防災措置を講じるために必要な能力があることを証するものとして防災施設等の施行者に係る次に掲げる書類とする。ただし、第二号から第四号までに掲げる書類にあつては、防災施設等の施行者と開発行為の申請者とは同一の場合には、提出することを要しない。

一 一六 (略)

4 (略)

一 防災施設等の施行者の決定方法及び決定時期並びに防災施設等の施行者に求める施行能力について記載した書類

二 (略)

第四条 一七条 (略)

附則 (略)

附則 (令和八年 規則第 号)

この規則は、令和八年 月 日から施行する

2 (略)

一 防災施設の設置に係る部分の資金の調達についての預金残高証明書等

二 (略)

3 省令第四条第七号に規定する知事が必要と認める書類は、防災措置を講じるために必要な能力があることを証するものとして防災施設の施行者に係る次に掲げる書類とする。ただし、第二号から第四号までに掲げる書類にあつては、防災施設の施行者と開発行為の申請者とは同一の場合には、提出することを要しない。

一 一六 (略)

4 (略)

一 防災施設の施行者の決定方法及び決定時期並びに防災施設の施行者に求める施行能力について記載した書類

二 (略)

第四条 一七条 (略)

附則 (略)

別表（第4条関係）

第一（略）

第二 災害を発生させるおそれに関する事項（法第十条の二第二項第一号関係）

一〇八（略）

九 仮設の防災施設等の設置

開発行為の施行において、防災施設等のうち、災害の防止のために必要な排水施設、えん堤、洪水調整池等であつて、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の防災施設等を設置する場合に準じて行われていることが明らかであること。

十 防災施設等の維持管理

(一) 開発行為の施行中において、設置した防災施設等が十分にその機能を発揮できるよう、当該防災施設等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。

(二) 開発行為の完了後においても維持すべき防災施設等の維持管理の方法についても、(一)と同様に計画書に記載されていること。

第三 水害を発生させるおそれに関する事項（法第十条の二第二項第一号の二関係）

一（略）

二 仮設の洪水調整池等の設置等

開発行為の施行において、防災施設等のうち、水害の防止のために必要な洪水調整池等であつて、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、

別表（第4条関係）

第一（略）

第二 災害を発生させるおそれに関する事項（法第十条の二第二項第一号関係）

一〇八（略）

九 仮設防災施設の設置

開発行為の施行に当たつて、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調整池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うことが明らかであること。

十 洪水調整池等の維持管理

(新設)

開発行為の完了後においても、整備した排水施設、洪水調整池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去、豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法が明らかであること。

第三 水害を発生させるおそれに関する事項（法第十条の二第二項第一号の二関係）

一（略）

二 仮設防災施設の設置等

開発行為の施行に当たつて、水害の防止のために必要な洪水調整池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設

かつ、設計が本設の洪水調整池等を設置する場合に準じて行われていることが明らかであること。

### 三 洪水調整池等の維持管理

(一) 開発行為の施行中において、設置した洪水調整池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該洪水調整池等の点検、損傷箇所<sup>1</sup>の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。

(二) 開発行為の完了後においても維持すべき洪水調整池等の維持管理の方法についても、(一)と同様に計画書に記載されていること。

## 第四 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項（法第十条の

### 二第二項第二号関係）

一～二（略）

### 三 仮設の貯水池等の設置等

開発行為の施行中において、防災施設等のうち、水の確保のために必要な貯水池等であつて、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の貯水池等を設置する場合に準じて行われていること。

### 四 貯水池等の維持管理

(一) 開発行為の施行中において、設置した貯水池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該貯水池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。

(二) 開発行為の完了後においても維持すべき貯水池等の維持管理の方法についても、(一)と同様に計画書に記載されていること。

設の設計は本設のものに準じて行うことが明らかであること。

### 三 防災施設の維持管理

(新設)

開発行為の完了後においても、整備した洪水調整池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去、豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法が明らかであること。

## 第四 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項（法第十条の

### 二第二項第二号関係）

一～二（略）

(新設)

第五 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（法第十条の二第二  
第三号関係）

一 森林又は緑地の残置又は造成

開発対象区域において、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺に  
おける土地利用の実態等に応じ残置し、又は造成する相当面積の森林  
又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われるこ  
とが明らかであること。

第六（略）

第一号様式～第十二号様式（略）

第五 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（法第十条の二第二  
第三号関係）

一 森林又は緑地の残置又は造成

開発対象区域に、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における  
土地利用の実態等に応じ相当面積の残置し、又は造成する森林又は緑  
地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明ら  
かであること。

第六（略）

第一号様式～第十二号様式（略）